

## 士別市立病院再整備基本方針策定支援業務仕様書

### 1 業務名

士別市立病院再整備基本方針策定支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務目的

本業務は、地域完結型の「治し支える医療」を守り、今後の方向性を見出すため、圏域における士別市立病院の果たすべき役割、長期的な経営視点に立ったライフサイクルコストの分析等を踏まえ、将来のあるべき姿を見据えた病院整備の基本方針策定を支援することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年12月31日までとする。

### 4 業務の実施

（1）受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。

（2）受託者は、委託者と協議を行い、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、発注者に報告すること。

（3）業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は随時、士別市立病院内で打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。

（4）本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。

なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。

（5）受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。

（6）本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。

（7）受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

（8）業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

### 5 業務内容

受託者は、士別市立病院経営強化プラン（令和6年3月）、北海道地域医療構想（平成28年12月）、上川北部区域地域医療構想（平成28年3月）、士別市立病院整備に係る基礎調査（下記

参照)を踏まえ、以下の業務を行うこと。

なお、各業務の遂行方法等は、企画提案したうえで当院との協議に基づき実施することとする。

※士別市立病院整備に係る基礎調査

下記事項について令和7年3月17日現在実施中。(報告書は、受託者にのみ提供する。)

(1) 士別市立病院の病院整備に向けた諸課題の調査

①外部環境調査

- ア 厚生行政動向調査・分析
- イ 医療需要の調査・分析
- ウ 医療提供体制の調査・分析

②内部環境調査

- ア 入院・外来疾病分類別の患者調査
- イ 収支構造分析

(2) 病院整備のあり方検討

- ①(1)を踏まえた士別市立病院に求められる役割の方向性(外来診療、病床等)
- ②病院整備の方向性(移転新築、現地建替え、大規模改修)に係る比較検討・評価  
(想定事業費・工期、想定される診療機能への影響 等)

【内容】

(1) 士別市立病院の再整備に向けた基本方針の策定

以下の業務項目について支援を行うものとする。策定においては、報告書を参照し、最新の情勢等を踏まえ検討すること。

①基本方針(構想)案の策定

- ア 当院の現状と課題の整理(運営状況、施設・設備状況 等)
  - ・利用者(入院・外来)、病院職員へのアンケート調査の実施
  - ・地域の医療機関、介護福祉施設等へのアンケート調査の実施
- イ 整備の基本的な考え方の検討
  - ・基本理念、基本方針、病院整備のコンセプト
  - ・果たすべき役割・機能(診療機能、診療科目、病床規模、5疾病6事業等)
- ウ 施設整備方針の検討
  - ・病院整備の方針(移転新築、現地建替え、大規模改修)の策定
  - ・建設地、土地利用計画、施設規模の整理
    - ※移転新築については、候補地が複数ある場合、各候補地の比較検討(敷地要件等)を実施すること
    - ※現地建替えについては、敷地内における整備場所・整備ステップを検討する

こと

※大規模改修については、整備範囲・整備ステップを検討すること

②基本計画案の策定

ア 病院機能の検討

- ・部門別計画（部門配置、必要諸室の整理）
- ・施設整備計画（建物配置計画、建物構造計画、施設・設備計画）
- ・医療機器・医療情報システム整備方針の策定

イ 概算総事業費の算出及び事業収支計画の策定

- ・概算事業費の算出
- ・事業収支計画の策定

ウ 整備手法、整備スケジュールの検討

- ・整備手法の検討（設計施工分離発注方式、デザインビルド方式、ECI 方式等）
- ・病院整備に係る想定スケジュールの検討

（２）市民委員会の運営支援

ア 委員会に係る各種提案、説明資料の作成及び委員会への出席・議事録の作成等

イ 市民委員会での意見を基本方針へ反映するための検討・実施

【市民委員会について】

令和 7 年 4 月中に市民委員会を設置し、下記事項について諮問、令和 7 年 9 月までを目途に答申をいただく予定。（詳細は、病院ホームページを参照。）

- ・士別市立病院の医療の現状と課題に関する事項
- ・士別市立病院のあり方と目指すべき方向性に関する事項

（３）打ち合わせ業務

ア 当院と基本方針策定に必要な打ち合わせを実施すること

イ 病院内において、必要に応じヒアリングを実施すること

ウ 各種打ち合わせの議事録を作成すること

（４）総務省発出の令和 4 年 4 月 1 日付け総財準第 75 号「公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う市設・設備の整備等に係る手続等について（通知）」に記載の公立病院の新設・建替等に係る手続きのために必要な資料作成の支援

（５）その他基本方針等の策定に必要な業務

【スケジュールに関する特記事項】

（１）士別市まちづくり総合計画（2026 年度～2033 年度）の策定により、令和 7 年 10 月までの整備方針決定を要する。

（２）病院を建替える場合、病床数や機能等について令和 7 年 10 月までに上川北部区域地

域医療構想調整会議の合意を要する。

- (3) 病院を建替え等する場合、病院事業債（特別分）の経過措置の対象となるためには令和9年度までに実施設計着手が必要となるため、令和7年11月までに総務省との手続きを要する。

## 6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上委託者に提出すること。

- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ア 検討業務内容
- イ 業務遂行方針
- ウ 業務詳細工程
- エ 業務実施体制及び組織図
- オ 統括責任者、主任担当者及びその他業務従事者の一覧表
- カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び業務従事者の一覧表
- キ 業務フローチャート
- ク 打ち合わせ計画
- ケ その他委託者が必要とする事項

- (3) (2) に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

## 7 打合せ及び記録

策定支援業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者と委託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

## 8 成果品

- (1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、委託者と協議の上、決定する。

- ア 士別市立病院再整備基本方針（構想・計画）報告書
- イ 士別市立病院再整備基本方針（構想・計画）報告書概要版
- ウ その他本業務において作成した資料等
- エ 会議議事録および会議資料等
- オ 前各号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD等）

- (2) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表することとなるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

## 9 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部

を使用することができるものとする。

#### 1 0 その他

- (1) 市が策定する各種計画との整合性を図ること。
- (2) 策定業務で作成した資料は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (3) 策定業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

#### 1 1 契約担当部署

〒095-0048 北海道士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 1

士別市立病院経営管理部総務課

電話 0165-23-2166 (内線 2336)

E メールアドレス byouinsohmuka@city.shibetsu.lg.jp